（削る）

（削る）

（統計調査員の身分を示す証明書）

第十三条　（略）

（削る）

2　農林業センサス経営体指導員及び農林業センサス経営体調査員は、その事務を行うときは、前項の農林業センサス経営体指導員証又は農林業センサス経営体調査員証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

（集計及び報告）

第十六条　（略）

2～4　（略）

（削る）

（削る）

7　農林業センサス地域調査員は、地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局の農林水産センターの長。以下「地方農政局等の長」という。）から指定された地域調査区について、農山村地域に係る調査票の配布及び取集、調査関係書類の作成その他これに附帯する事務を行う。

8　農林業センサス地域調査員は、地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局総務部長。次条第二項において同じ。）が任命し、地方農政局等の長の指揮監督を受けるものとする。

（統計調査員の身分を示す証明書）

第十三条　（略）

2　地方農政局等の長は、農林業センサス地域調査員に対し、地方農政局長の発行する地域調査事務に従事する統計調査員であることを示す農林業センサス地域調査員証を交付するものとする。

3　農林業センサス経営体指導員、農林業センサス経営体調査員及び農林業センサス地域調査員は、その事務を行うときは、前二項の農林業センサス経営体指導員証、農林業センサス経営体調査員証又は農林業センサス地域調査員証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

（集計及び報告）

第十六条　（略）

2～4　（略）

5　沖縄総合事務局の農林水産センターの長は、農山村地域調査に係る調査年の沖縄総合事務局長が定める期日までに農山村地域調査に係る調査票及び農林水産大臣が定める関係書類を沖縄総合事務局長に送付しなければならない。

6　地方農政局長は、農山村地域調査に係る調査票及び農林水産大臣が定める関係書類（沖縄総合事務局長にあつては、前項の規定により送付された調査票及び関係書類）を農山村地域調査に係る調査年の八月二十日までに農林水産大臣に送付しなければならない。

5　第十一条第三項の規定により農山村地域調査に係る調査票の取集に係る事務を民間事業者に委託して行う場合において、当該民間事業者は、当該調査票を農山村地域調査に係る調査年の翌年の二月十五日までに農林水産大臣に送付しなければならない。

（結果表の作成等）

第十七条　（略）

2　農林水産大臣は、第十四条第二項及び第三項の規定により回答された調査票（前条第五項の規定により送付されたものを含む。以下第十九条において同じ。）に基づき、市区町村結果表、都道府県結果表及び全国結果表を作成する。

（削る）

（結果の公表）

第十八条　農林水産大臣は、前条第一項の全数集計に係る全国結果表及び同条第二項の全国結果表の概要については当該調査に係る調査年の十一月三十日までに、その詳細及び抽出集計に係る全国結果表については逐次、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。次条において同じ。）等に記録したものを紙面又は映像面に表示し、これを公衆の閲覧に供する方法により公表する。

（結果表等の保存）

第十九条　農林水産大臣は、第十六条第四項の規定により送付された調査客体候補名簿及び調査票並びに第十四条第二項及び第三項の規定により回答された調査票を三年間保存し、市区町村結果表、都道府県結果表及び関係書類（農林水産大臣が定めるものに限る。）を収録した電磁的記録を十年間保存し、並びに全国結果表及び調査票を収録した電磁的記録を永年保存する。

7　第十一条第三項の規定により農山村地域調査に係る調査票の取集に係る事務を民間事業者に委託して行う場合において、当該民間事業者は、当該調査票を農山村地域調査に係る調査年の三月三十一日までに農林水産大臣に送付しなければならない。

（結果表の作成等）

第十七条　（略）

2　農林水産大臣は、前条第六項及び第七項の規定により送付された調査票に基づき、市区町村結果表、都道府県結果表及び全国結果表を作成する。

3　農林水産大臣は、前項の規定により市区町村結果表及び都道府県結果表を作成したときは、当該結果表を地方農政局長に送付する。

（結果の公表）

第十八条　農林水産大臣は、前条第一項の全数集計に係る全国結果表及び同条第二項の全国結果表の概要については当該調査に係る調査年の十一月三十日までに、その詳細及び抽出集計に係る全国結果表については逐次、刊行物又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。次条において同じ。）等に記録したものを紙面若しくは映像面に表示し、これを公衆の閲覧に供する方法により公表する。

（結果表等の保存）

第十九条　農林水産大臣は、第十六条第四項の規定により送付された調査客体候補名簿及び調査票並びに同条第六項の規定により送付された調査票を三年間、市区町村結果表、都道府県結果表及び関係書類（農林水産大臣が定めるものに限る。）を収録した電磁的記録を十年間、全国結果表及び調査票を収録した電磁的記録を永年保存する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。